

勤務形態一覧表の作成について

勤務形態一覧表の作成方法等については次の記載例を確認してください。

令和5年6月30日改正反映版

入力の説明

OJT対象者の場合は「児童発達支援管理責任者(OJT)」を選択すること。

基準上必要な人員の勤務時間を入力すること
例: 人員最低基準(定員10名の場合)
「常勤職員1名+常勤又は非常勤1名」を
営業時間中に配置すること。
ただし、常勤職員が有休又は週休日である場合、
代替職員は非常勤職員で可。

1人目の常勤職員は常勤が勤務すべき時間(この例の場合8)を入れる。
1人目の常勤職員以外の従業者は常勤、非常勤ともに営業時間中の勤務時間を入力

専門的支援加算を取得しない場合は「〇〇(5年以上)」は使用しない。「児童指導員(その他)」や「保育士(その他)」を使用すること。

令和5年4月1日からは障害福祉サービス経験者は配置できません。(その他従業者とします。)

氏名	資格	兼務内容等	第1週				第2週				第3週				第4週				4週の合計	週平均の勤務時間	週平均の当該事業勤務時間	常勤換算後の人数																																										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16					17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																														
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水																														
管理者	A	BB BB	児童発達支援管理責任者																																																					160	40.0	40.0						
児童発達支援管理責任者	A	BB BB	管理者																																																						160.0	40.0	40.0					
児童発達支援管理責任者(OJT)	A	電子 太郎	児童指導員																																																						144.0	36.0	36.0					
※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。																																																																
児童指導員(5年以上)	A	〇〇 〇〇	社会福祉士																																																							160.0	40.0	40.0	1.0			
児童指導員(その他)	C	△△ △△	精神保健福祉士																																																								144.0	36.0	40.0	0.9		
児童指導員	C	電子 太郎	強行(基礎)																																																									96.0	24.0	36.0	0.6	
基準上の従業者の常勤職員が有休又は週休日である場合でも追加で常勤職員を配置する必要はありません。																																																																
勤務時間よりも営業時間が短い場合などで、基準人員を満たしつつなお勤務時間が残る場合は残り時間を加配人員に記載																																																																
児童指導員(5年以上)	A	〇〇 〇〇	社会福祉士																																																								0.0	0.0	40.0	0.0		
児童指導員(その他)	C	△△ △△	精神保健福祉士																																																									16.0	4.0	40.0	0.1	
その他従業者	C	電子 太郎	強行(基礎)																																																										48.0	12.0	36.0	0.3
児童指導員(5年未満)	A	×× ××																																																											148.0	37.0	37.0	0.9
基準上の従業者以外の従業者を記載すること 運転のみの従業者は記載しないこと。																																																																
0.0 0.0 0.0																																																																
0.0 0.0 0.0																																																																

児童指導員等加配加算の見直しに伴い人員基準を詳細に把握する必要があります。
基準人員と加配人員に分けて記載をお願いします。

同一従業者で基準上の勤務時間と加配の勤務時間を合算し、常勤職員が勤務すべき時間となる場合は常勤(勤務形態A)として記載してください。

勤務時間帯	①8:30～17:30(8時間)、②8:30～12:30(4時間)、③12:30～17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

事業所の営業時間・勤務時間帯に応じ記載を修正してください。

【営業時間等】 ※下記の事業のみ記入

事業	曜日	営業時間		定員
		月火水木金	土日	
児童発達支援	月火水木金	10:00 ~ 16:00	10 人	10 人
	土日	10:00 ~ 17:00	10 人	10 人
その他		~		
放課後等デイサービス	月火水木金	10:00 ~ 16:00	10 人	10 人
	土日	10:00 ~ 17:00	10 人	10 人

令和5年6月30日付けこども家庭庁告示第12号において改正された「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)」による、児童発達支援管理責任者の実践研修を受講するに当たり必要とするOJT期間を6か月とする規定に関し、以下の者が基礎研修受講時に既に実務経験者であり、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する者であることを届け出ます。

対象者氏名	電子 太郎
申請者所在地	(従事期間: 令和5年10月1日~令和6年9月30日) 川越市元町1-3-1
名称	社会福祉法人××
代表者職・氏名	理事長 〇〇 〇〇

※サービス管理責任者等基礎研修修了証及び相談支援従事者初任者研修講義部分の修了証は別添のとおり

OJT対象者の場合でOJT期間を6か月に短縮する場合は記載すること。

多機能型事業所で、従業者の員数の特例によらない事業所は、サービスごとに勤務形態一覧表を作成してください。
(※サービスごとに必要とされる従業者を、それぞれ別に配置している場合)

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。
注2 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
注3 職員の勤務状況等を記載する欄には、全ての職員を記入してください。
注4 常勤換算の算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

記載例：基本形(週5営業、営業時間8:30から17:30、児童指導員3名)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和5年 4月)

事業所・施設の名称 ○○事業所

定員 (※施設合計)		10		サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス																常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数				40															
職種	勤務形態	氏名	資格	兼務内容等	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	週平均の当該事業勤務時間	常勤換算後の人数				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28								
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①																												152.0	38.0		
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①																												152.0	38.0		

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

基準上の従業者	児童指導員(その他)	A	②			①	①	①	①	①																											152.0	38.0		0.9			
	児童指導員(その他)	A	③			①	①	①	①	①																												144.0	36.0		0.9		
	児童指導員(その他)	A	④																																			8.0	2.0		0.0		
	定員10の基本的な勤務形態です。児童指導員3名のうち1名が休んでも加算に影響を与えません。																																						0.0	0.0		0.0	
																																								0.0	0.0		0.0
加配人員	児童指導員(その他)	A	④			①	①	①	①	①																												144.0	36.0		0.9		
	児童指導員(その他)	A	③																																			8.0	2.0		0.0		
																																							0.0	0.0		0.0	
	<人員基準>定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を常勤1名+常勤又は非常勤1名の2名を配置																																							0.0	0.0		0.0
																																									0.0	0.0	

常勤職員が有休をとる場合は暦月で一ヶ月を超えない限りは勤務したものとして常勤換算することができます。

基準上の従業者は有休をとった場合は他の職員で穴埋めが必要ですので加配人員を基準上の従業者に配置します。

有休で基準上の従業者としては配置できませんが、常勤職員のため、加配人員で勤務したものとして常勤換算することは可能です。なお、非常勤ではできません。

加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。

勤務時間帯	①8:30~17:30(8時間)、②8:30~12:30(4時間)、③12:30~17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

記載例: 週6営業、営業時間8:30から17:30、児童指導員4名

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和5年 4月)

事業所・施設の名称

〇〇事業所

定員 (※施設合計)		10		サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス																												常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数				40				
職種	勤務形態	氏名	資格	兼務内容等	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	週平均の当該事業勤務時間	常勤換算後の人数					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28									
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①						①	①	①	定休	①																	152.0	38.0				
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①						①	①	①	定休	①																	152.0	38.0				
<p>(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)</p>																																									
基準上の従業者	児童指導員(その他)	A	②		①	①	①	①	①						①	①	①	定休	①																	152.0	38.0		0.9		
	児童指導員(その他)	A	③			①	①	①	①	①						①	①	定休	①	①																	144.0	36.0		0.9	
	児童指導員(その他)	A	④		①						①					①	①																				72.0	18.0		0.4	
	<p>定員10で週6営業の場合です。基準上の職員が2名だと人員基準を満たせない日が週に二日生じます。そのため最低でも3名の配置が必要です。加配加算を取得するのであればさらに1名配置が必要です。</p>																																					0.0	0.0		0.0
加配人員	児童指導員(その他)	A	④																																	80.0	20.0		0.5		
	児童指導員(その他)	A	③																																		8.0	2.0		0.0	
	児童指導員(その他)	C	⑤		①	①										①																					56.0	14.0		0.3	
	<p><人員基準> 定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を常勤1名+常勤又は非常勤1名の2名を配置</p>																																					0.0	0.0		0.0
<p>常勤職員が有休をとる場合は暦月で一月を超えない限りは勤務したもとして常勤換算することができます。</p>																																						0.0	0.0		0.0
<p>有休で基準上の従業者としては配置できませんが、常勤職員のため、加配人員で勤務したもとして常勤換算することは可能です。なお、非常勤ではできません。</p>																																						0.0	0.0		0.0
<p>加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。</p>																																						0.0	0.0		0.0

勤務時間帯	①8:30~17:30(8時間)、②8:30~12:30(4時間)、③12:30~17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

記載例：週5営業、営業時間8:30から17:30、児童指導員3名 保育士加配

事業所・施設の名称	〇〇事業所
-----------	-------

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和5年 4月)

定員 (※施設合計)		10		サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス																常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数		40		常勤換算後の人数					
職種	勤務形態	氏名	資格	兼務内容等	第1週							第2週																		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16										
					木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金										
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	152	38.0								
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	152.0	38.0								
(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)																														
基準上の従業者	児童指導員(その他)	A	②		①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①	①	①	①	①	152.0	38.0	0.9
	児童指導員(その他)	A	③		①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①	①	①	①	①	144.0	36.0	0.9
	保育士(その他)	A	④																①	①	①	①	①	①	①	①	①	8.0	2.0	0.0
加配人員	定員10で児童指導員等加配加算の専門職員又は保育士を算定する場合は、加配職員が基準上の職員として勤務する場合の常勤換算に注意が必要です。																													
	保育士(その他)	A	④		①	①	①	①	①			①	有休	①	定休	①			①	①	①	①	①	①	①	①	①	144.0	36.0	0.9
	児童指導員(その他)	A	③																有休	①	①	①	①	①	①	①	①	8.0	2.0	0.0
	<人員基準> 定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を常勤1名+常勤又は非常勤1名の2名を配置																													

保育士が16日に基準上の職員として勤務しているため、保育士のみで加配の常勤換算1を満たせてなくなっています。この場合、加配加算は児童指導員等となってしまいます。

基準上の従業者は有休をとった場合は他の職員で穴埋めが必要ですので加配人員を基準上の従業者に配置します。

常勤職員が有休をとる場合は暦月で一月を超えない限りは勤務したものととして常勤換算することができます。

有休で基準上の従業者としては配置できませんが、常勤職員のため、加配人員で勤務したものととして常勤換算することは可能です。なお、非常勤ではできません。

加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。

勤務時間帯	①8:30~17:30(8時間)、②8:30~12:30(4時間)、③12:30~17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

人員基準違反の例(週5営業、営業時間8:30から17:30)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和5年 4月)

事業所・施設の名称

〇〇事業所

定員(※施設合計)		10		サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス																												常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数			40				
職種	勤務形態	氏名	資格	兼務内容等	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	週平均の当該事業勤務時間	常勤換算後の人数				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28								
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①				①	①	①	定休	①				①	①	①	①	①				①	①	①	①	①				152	38.0		
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①				①	①	①	定休	①				①	①	①	①	①				①	①	①	①	①				152.0	38.0		

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

基準上の従業者	児童指導員(その他)	A	②			①	①	①	①				①	①	①	定休	①				①	①	①	①	①				①	①	①	①	①				144.0	36.0		0.9
	児童指導員(その他)	C	③			①	①	①	①				①	①	定休					①	①	①	①	①				①	①	①	①	①				116.0	29.0		0.7	
	児童指導員(その他)	C	④			①																														8.0	2.0		0.0	
	その他指導員	C	⑤										①															①								16.0	4.0		0.1	
																																				0.0	0.0		0.0	
加配人員	その他指導員	C	④			①	①		①	①			有休	①	定休					①		①	①	①				①	①	①	①	①				120.0	30.0		0.7	
	児童指導員(その他)	C	③																																	8.0	2.0		0.0	
																																				0.0	0.0		0.0	
																																				0.0	0.0		0.0	
																																				0.0	0.0		0.0	

その他指導員は基準上の職員には配置できないため、児童指導員が有休をとった場合に代わって配置することはできません。

有休又は週休日で常勤職員が不在となった場合でも非常勤職員で人員が必要数配置されていれば基準違反とはなりません。(令和5年4月1日から。令和5年3月31日までは基準違反です。)

その他指導員を基準上の職員に配置することはできません。

非常勤が有休の場合は、加配人員と交代しても常勤換算に計上できません。

<人員基準>
定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を常勤1名+常勤又は非常勤1名の2名を配置

営業時間を通じて基準上の職員が配置されていません。

基準上の職員が2名いません。

勤務時間帯	①8:30~17:30(8時間)、②8:30~12:30(4時間)、③12:30~17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

(参考様式 5)

(主たる対象者が重症心身障害児の事業所用)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和 年 月)

事業所・施設の名称

Main table showing employee roster with columns for staff type, name, qualification, and weekly work hours (4 weeks).

多機能型事業所は、サービスごとに勤務形態一覧表を作成してください。各事業間の勤務時間が重複しないようご注意ください。

勤務時間帯 ①8:30~17:30(8時間)、②8:30~12:30(4時間)、③12:30~17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

Summary table for staff counts by job type (e.g., manager, teacher, counselor) and status (full-time/part-time).

Summary table for business hours (営業時間等) and staff counts by day.

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。
注2 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
注3 職員の勤務状況等を記載する欄には、全ての職員を記入してください。
注4 常勤換算の算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。